

令和3管理年度（令和3年7月～令和4年6月）まさば及びごまさば TAC（漁獲可能量）の設定及び配分について（案）

令和3年4月
水産庁

1 TAC

（1）設定の考え方

- ① 採捕の実態を勘案し、「まさば及びごまさば」として一体的に管理する。
- ② それぞれの系群において、令和2年に開催された資源管理方針に関する検討会で取りまとめられ、令和2年漁期（令和2年7月～令和3年6月）の管理から適用されている魚種別の漁獲シナリオで算定された生物学的漁獲可能量の合計値をTACとする。

（2）漁獲シナリオの考え方

- ① 親魚量が限界管理基準値以上にある場合には、最大持続生産量を達成する水準に安全係数（ β ）を乗じた漁獲圧力とする。
- ② 親魚量が限界管理基準値を下回るが、禁漁水準以上ある場合には、親魚量の値に応じて上記①の漁獲圧力を更に削減した漁獲圧力とする。
- ③ 親魚量が禁漁水準を下回る場合には、漁獲圧力をゼロとする（実際の管理においては、その資源を目的とした採捕が禁止される）。

（3）令和3年漁期（令和3年7月1日～令和4年6月30日）のTAC

特定水産資源	TAC
まさば及びごまさば太平洋系群	596,000 トン
まさば対馬暖流系群及び ごまさば東シナ海系群	178,200 トン

（参考1）令和2年に開催された資源管理方針に関する検討会取りまとめ結果

1 まさば太平洋系群

- ① 目標管理基準値：1,545千トン（最大持続生産量を達成する親魚量）
- ② 限界管理基準値：562千トン（最大持続生産量の60パーセントを達成する親魚量）
- ③ 禁漁水準値：67千トン（最大持続生産量の10パーセントを達成する親魚量）
- ④ 漁獲シナリオに用いる安全係数（ β ）：0.9
- ⑤ その他：日本EEZ内分は全量とする。

2 ごまさば太平洋系群

- ① 目標管理基準値：158 千トン（最大持続生産量を達成する親魚量）
- ② 限界管理基準値：50 千トン（最大持続生産量の 60 パーセントを達成する親魚量）
※ 2019 年の親魚量（49 千トン）が限界管理基準値を下回ったことが判明したため、2 年以内に資源再建計画を定める必要がある。
- ③ 禁漁水準値：6 千トン（最大持続生産量の 10 パーセントを達成する親魚量）
- ④ 漁獲シナリオに用いる安全係数（ β ）：0.9
- ⑤ その他：日本EEZ内分は全量とする。

3 まさば対馬暖流系群

- ① 目標管理基準値：310 千トン（最大持続生産量を達成する親魚量）
- ② 限界管理基準値：143 千トン（最大持続生産量の 60 パーセントを達成する親魚量）
- ③ 禁漁水準値 22 千トン（最大持続生産量の 10 パーセントを達成する親魚量）
- ④ 漁獲シナリオに用いる安全係数（ β ）：0.95
- ⑤ その他：日本EEZ内分は 70 パーセントとする。

4 ごまさば東シナ海系群

- ① 目標管理基準値：109 千トン（最大持続生産量を達成する親魚量）
- ② 限界管理基準値：51 千トン（最大持続生産量の 60 パーセントを達成する親魚量）
- ③ 禁漁水準値 8 千トン（最大持続生産量の 10 パーセントを達成する親魚量）
- ④ 漁獲シナリオに用いる安全係数（ β ）：0.95
- ⑤ その他：日本EEZ内分は 95 パーセントとする。

（参考2）まさば及びごまさばTACの推移

単位：万トン

海域（系群）	R3年 （案）	R2年 （2020年）	R1年 （2019年）	H30年 （2018年）	H29年 （2017年）
まさば及びごまさば 太平洋系群	59.6	50.1	72.7	81.2	74.5
まさば対馬暖流系群及び ごまさば東シナ海系群	17.82	22.0	26.0		

2 配分（案）

- (1) T A Cの一部（まさば及びごまさば太平洋系群：119,200 トン、まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群：35,640 トン）を留保枠とするとともに、過去三年（平成 29 年～令和元年）の漁獲実績の比率に基づいて、大臣管理区分及び都道府県別に配分する。
- (2) 配分量（案）は別紙のとおり。
- (3) 来遊状況に応じ不足が生じた場合には留保枠から配分する。ただし、まさば及びごまさば太平洋系群について、漁獲割当て（I Q）による管理を行う管理区分においては、一定の漁獲可能量を船舶ごとに割り当てることにより資源管理の実効性を担保しつつ計画的な操業を可能とする漁獲割当ての利点を損なわないため、留保枠からの事後的な配分の対象から除外するとともに、当初の配分において、留保枠から一定数量を上乗せ配分する（詳細については、資料 4 参照）。

(別紙 1)

令和3管理年度まさば及びごまさば太平洋系群
漁獲可能量(TAC)の設定及び配分について

特定水産資源	TAC(トン)
まさば及びごまさば太平洋系群	596,000

大臣管理分	
大臣管理区分	数量(トン)
大中型まき網漁業 (漁獲割当てを行う管理区分)	248,500 (279,500)
大中型まき網漁業 (総量の管理を行う管理区分)	58,400

※()内は留保枠からIQ管理区分への上乗せ配分後の数字

知事管理分		
都道府県名	数量(トン)	注記
岩手県	18,100	北海道、青森県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県、東京都、神奈川県、静岡県、愛知県、大阪府、広島県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、及び大分県については、現行水準とする。 (ただし、都道府県が希望する場合には数量を配分する)
三重県	44,300	
和歌山県	4,900	
宮崎県	29,600	

留保枠(トン)	119,200 (88,200)
---------	---------------------

※()内は留保枠からIQ管理区分への上乗せ配分後の数字

(別紙2)

令和3管理年度まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群
漁獲可能量(TAC)の設定及び配分について

特定水産資源	TAC(トン)	
まさば対馬暖流系群及び ごまさば東シナ海系群	178,200	

大臣管理分	
大臣管理区分	数量(トン)
大中型まき網漁業	81,400

知事管理分		
都道府県名	数量(トン)	注記
島根県	17,600	秋田県、山形県、新潟県、富山県、石川県、福井県、京都府、兵庫県、鳥取県、福岡県、佐賀県、熊本県及び鹿児島県については、現行水準とする。 (ただし、都道府県が希望する場合には数量を配分する)
山口県	1,500	
長崎県	25,000	

留保枠(トン)	35,640
---------	--------